**家　族　経　営　協　定　書（例）**

　（目　的）

　第１条　　この協定書は、甲（夫）　那須　太郎　、乙（妻）　那須　花子　、

丙（後継者）　那須　学　が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立すると共に、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

　（経営計画の策定）

　第２条　　甲・乙及び丙は協議の上、今後の資金及び作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

　（経営の役割分担）

　第３条　　経営の部門のうち、　水稲・露地野菜　については、全員で実施し、　いちご　については　丙　が主体となり、　農業経営簿記記帳　については　甲　が主体となり、その他重要事項については全員で協議の上決定するものとする。

　（収益分配）

　第４条　　農業経営から生じた収益について甲は下記の額を毎月月末に各個人名義の口座へ振り込むものとする。

　　　　　　　乙　１５０，０００　円、　　丙　１５０，０００　円

　　　　　　また、収益が予想を上回った場合には、賞与として協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

　　　　　　なお、配分額については、農業収益、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年１回見直しを行うものとする。

　（就業条件）

　第５条　　就業条件は次のとおりとする。

1. １日の労働条件は８時間を原則とするが、農作業の状況、健康状態、家事や公的時間を踏まえ、延長または短縮することができる。
2. 公の役職等に関わる研修、会議は労働時間に含めることにし、その報酬は本人に帰属する。
3. 休日は原則として月　４　回とするが、農作業の状況、健康状態、家事や公的時間を踏まえ、協議の上変更することができるものとする。

　　　　　また、正月、盆等の長期の休日については、協議の上定めるものとする。

　（将来の経営移譲）

　第６条　　甲が有する経営権及び経営用資産については、将来、全員の合意に基づき

　丙　に移譲する。

　　　　　　移譲の時期及び方法については、十分協議の上定めるものとする。

　（介護）

　第７条　　家族の介護については、医師などの専門家の指示に従い、健康なもの全員が愛情をもって介護にあたる。

　（余暇・健康）

　第８条　　趣味、習い事などを積極的に行い人生を豊かにする。

また、休日を利用し、積極的に心身のリフレッシュに努める。

仕事も余暇も健康でなければ楽しめないため、全員が年に一度の健康診断を受診し、心身の健康維持に務める。

　（環境美化）

　第９条　　農村の原風景を保存することを目標に、農作業施設及び屋敷内の景観美化に努める。

　（その他）

　第10条　　この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合はその都度全員で協議の上決定するとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

　　（附　則）

1. この協定書は、令和　○　年　○　月　○　日より実施する。
2. この協定書の有効期限は、実施の日より　１　年間とし、当事者から申立がない限り自動的に更新されるものとする。
3. この協定書は、　５　通作成し、甲、乙、丙及び立会人が各１通を保有する。

　　　　　　　　　　　　　令和　○　年　○　月　○　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　　○○市町○○○１－２－３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　那須　太郎　　　　印

乙　　　那須　花子　 　　 印

丙　　　那須　学　　　 　 印

　　　　　　立会人　○○市町農業委員会長

　　　　　　立会人　那須農業振興事務所経営普及部長